

平成17年7月19日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会
会長 朝日 稔

公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会(以下「本審査会」という。)は、兵庫県知事から平成17年6月7日に審査依頼を受けた兵庫県の投資事業評価要綱第2条第1号の新規事業に係る審議案件15件及び同第2条第2号の継続事業に係る審議案件1件の合わせて16件について、投資事業評価システムに基づき慎重に審議を行った。

その結果、新規事業15件について新規着手することが妥当とし、継続事業のダム事業「金出地ダム」については、見直した計画に基づき「継続」することが妥当と判断した。

事業の実施に当たっては、本審査会の意見を十分に尊重し、特に、個別事業毎に付記した審査結果に留意のうえ効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

記

昨年、兵庫県を襲った記録的な風水害は、私たちの県土と日々の暮らしを支える社会基盤がいかに脆弱であったかを改めて認識させた。また、JR福知山線列車事故では、何よりも、安全性を重んじなければならない交通機関の在り方が問われ、これまで以上に信頼性、安全性に富む社会基盤の整備が求められている。

また、成熟社会の到来とともに、景観・環境に対する県民意識は急速に高まっている。

周囲への影響が大きい大規模構造物は、構想・計画段階から住民意見を十分に把握し、周辺施設との調和を図るとともに、まちの顔となり、後世に誇れる良質な資産となるよう計画づくりを進める必要がある。

一方で、地方分権の進展や、その受け皿としての県下の市町合併の具体化など、新たな枠組みの中での県の役割が問われている。

これらのことを踏まえ、県は事業主体として、あるいは広域的な地域づくりを担う主体としての大きな責務を的確に果たすよう努められたい。

なお、これからの社会基盤整備には、鉄道と道路、治水と森づくりというような分野毎の枠を越えた総合的な連携がより一層重要となるとともに、道路と宅地開発規模の整合など社会基盤施設に求められる多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応していくため、県政の柱である「参画と協働」による事業推進に努められたい。

以下、審議案件16事業に対する審査結果を付記する。

【新規事業】

1 鉄道事業

鉄道事業については、利便性向上のみにとどまらず、県民の安全・安心を守る立場から、安全運行に万全を期すよう鉄道事業者へ強く働きかけ、事業実施に取り組むこと。

(1) 都市鉄道利便増進事業（阪神三宮駅）（神戸市中央区）

阪神三宮駅周辺は、ＪＲ、阪急、地下鉄とも近接する交通結節点であり、兵庫県の顔ともなる地区である。本事業の実施により、駅構内の防災性の確保はもとより、歩行空間の安全性・快適性の確保及び都市構造の再編、街の回遊性の向上、街の賑わいの演出等を進めるものであり、事業着手は妥当である。

なお、事業実施に当たっては、周辺地区とあわせて玄関口としての優れた施設デザインの採用や地域や都市としての良質な施設資産となるように工夫するとともに、高齢化社会に対応したユニバーサルデザインの導入、ホームにおける利便性・安全性の確保、通勤・通学ラッシュの混雑軽減など積極的な努力を重ねられたい。

(2) ＪＲ山陰本線余部橋梁架替事業（香美町）

ＪＲ山陰本線は但馬地域、中国地方の住民の生活の足として、また城崎温泉等観光地を結ぶ公共交通機関として重要な役割を担っているが、余部鉄橋は昭和61年(1986年)の列車転落事故により安全性を確保するため、運行制限(風速規制)が強化され、列車の定時運行にしばしば支障を来している。

本事業の実施により、強風時における列車運行の安全性や、定時性の確保を図るものであり、事業着手は妥当である。

なお、地元市町と連携し、人口減少社会、省エネルギー社会を見据え、ＪＲ山陰本線の利便性の向上を図るとともに、その活用策を積極的に実施するよう努められたい。

また、明治45年(1912年)に完成した現橋梁については貴重な近代土木遺産であり、但馬地域における重要な観光資源のひとつであることから、地元市町とともに文化財指定の可能性や、観光資源としての活用策を十分に検討されたい。

2 河川事業

(3) 稲葉川 広域基幹河川改修事業（豊岡市日高町）

(4) 志筑川 広域基幹河川改修事業（淡路市）

これらの河川は、市街地内を流れているものの堤防の整備や河積の確保が不十分で、昨年の台風23号等により浸水被害が発生し、早期の対策実施が求められている。

これらの事業の実施により、治水安全度を向上させ、地域住民の安全・安心を確保するものであり、事業着手は妥当である。

なお、早期の事業完了に努めて再度の災害の防止を図られたい。

また、志筑川から宝珠川への放水路は勾配が緩やかなため水質など河川環境の悪化が懸念されることとともに、掘り込み河道の新設による農業利水への影響や安全対策についても、十分に配慮されたい。

3 市街地再開発事業

(5)旭通4丁目地区市街地再開発事業（神戸市中央区）

当地区は、三宮駅周辺の都心市街地の一画を形成し、昭和50年（1975年）には三宮東地区再開発基本計画（サンシティ計画）に位置づけられたが、長い間開発に着手されず事業区域の大部分が駐車場のままで立地特性に応じた土地の高度有効活用が課題となっている。

本事業の実施により、都心居住のニーズに応える良質な都市型住宅や屋上緑地、商業施設を供給するとともに高層耐火建築物による地区の防災・安全性の向上と有効な土地利用の実現を図る都心の再生を目指そうとするものであり、事業着手は妥当である。

本事業は、三宮東地区のまちづくりの集大成であることから、今後、事業計画の具体化に併せて三宮駅からの人の流れの連続性の確保や、屋上緑化部分への外部からのアクセス方法及び周辺環境への影響についても検討すること。

また、県は補助を行う立場から、都市計画決定、事業計画認可等の手続きの際には、適正な公的空間の確保、望ましい施設デザインの採用などの計画要素や当地区のまちづくりへの意見・要望への配慮等について公益性の確保の観点から事業主体に対して適切な助言を行われたい。

なお、再開発事業は、都市計画決定、事業計画決定、権利変換計画決定などの法定手続きを経る中で施設内容が確定するものであるので、具体的内容が明らかになった時点で、本審査会にも報告されたい。

4 県営住宅整備事業

(6)南多聞台第7住宅建設事業（神戸市垂水区）

(7)明石大久保住宅建設事業（明石市）

これらは、耐震性や居住水準が低い築後36年から40年の老朽化した住宅である。

これらの事業の実施により、防火・防犯設備を備えた耐火・耐震構造の住宅を整備し、住まいの安全・安心を確保するとともに、屋上緑化やグラスパーキングなど環境にやさしい快適な生活空間の確保を図ろうとするものであり、事業着手は妥当である。

なお、事業を進めるに当たっては、良質な住宅ストックの形成とともに、内外空間等のユニバーサルデザインにも十分配慮し、居住環境の質的向上に努められたい。

5 港湾事業

(8)家島港・網手港改修（家島町）

海上交通に依存せざるを得ない家島地区において、家島港は住民の生活・産業を支える重要な港湾である。

本事業の実施により、網手港との機能分担を行い、船舶の輻輳の削減による航行の安全性、住民及び来島者の快適性向上とともに、ターミナル施設の再整備による周辺環境の改善や観光振興等を図るものであり、事業着手は妥当である。

なお、姫路市との合併が予定されている家島町の将来像を見据え、地域の振興に寄与するよう家島町及び住民等による「家島港湾・漁港マスタープラン策定協議会」が参画と協働で作成した「マスタープラン」を基本とし、関係住民の協力を得て事業推進に努められたい。

6 道路事業

- (9)道路改築事業 (主)三田西インター線(三田市)
- (10)道路改築事業 (主)三木山崎線(三木市)
- (11)道路改築事業 (主)網干竜野線(龍野市～太子町)
- (12)道路改築事業 (主)香住村岡線(香美町)

これらの路線は、地域の幹線道路として重要な路線である。

いずれの事業も現道の線形不良・幅員狭小などの課題を解消するバイパス整備で、交通事故の発生を防止するとともに慢性的な渋滞を解消し安全で円滑な道路交通の確保を目指すものであり、事業着手は妥当である。

なお、香住村岡線においてP I (パブリック・インボルブメント)手法の導入がなされたように、いずれの事業についても事業実施段階においても積極的に住民意見を把握し早期の事業完了に努められたい。

7 街路事業

- (13)都市計画道路 尼崎宝塚線(武庫山田工区)(尼崎市～伊丹市)
- (14)都市計画道路 尼崎宝塚線(小浜南工区)(宝塚市)
- (15)都市計画道路 尾上小野線(良野工区)(加古川市)

これらの路線は、地域の南北主要幹線として重要な路線である。

これらの事業の実施により、地域間の連携・交流を強化するとともに、道路交通の安全性の確保、慢性的な渋滞の解消、緊急輸送路としての機能の強化による都市の防災機能向上を図ろうとするものであり、事業着手は妥当である。

なお、事業実施に当たっては、事業効果の早期発現のため円滑な用地買収などにより早期に事業完了するよう努められたい。

【継続事業】

8 ダム事業

- (16) 金出地ダム建設事業(上郡町)

金出地ダムは、社会情勢の変化などにより共同事業者である水道事業者が金出地ダムを水道水源としないことを決定したため、計画を一から見直すことが必要となり、昨年度の本審査会で新たな計画の策定に必要な調査に限定して継続は妥当であるとした。

今回は、昨年度の本審査会意見に基づき、「千種川委員会」の意見を踏まえて策定された鞍居川の新たな治水計画をもとに、再度審査を行ったものである。

その結果、「鞍居川の治水対策としてダム・河川改修併用案を採用し、金出地ダムの建設を継続することによって治水効果を早期に発揮させることが望ましい」という「千種川委員会」の意見のとおり、本事業は継続妥当と認める。

なお、本事業の推進と併せて、治水計画の前提である流域内の適切な森林の管理及び保全が実施されるよう努められたい。

〔千種川委員会の意見は別紙参照〕

千種川委員会からの報告(抜粋)

現在、兵庫県は千種川水系の河川整備計画を策定するため、千種川委員会(道奥康治委員長)で計画案の検討を行っています。このうち、千種川の支川である鞍居川については、2003年1月に利水者が金出地ダムによる水源開発の中止を決定したことに伴い、兵庫県はそれまで進めていた金出地ダム建設工事を一時休止してダム計画を一から見直しすることとし、同年2月から、鞍居川部会(松本誠部会長)を設けて集中的に治水計画を検討してきました。鞍居川部会は、2005年2月4日に最終報告をとりまとめ、千種川委員会に説明を行った結果、2月24日に千種川委員会の意見として、最終報告が採択されました。

<最終報告でまとめられた治水対策>

金出地ダムの建設を継続することによって治水効果を早期に発揮させることが望ましい。

千種川委員会鞍居川部会 最終報告より抜粋

4. 総括

鞍居川部会は、「河川改修単独案」と「ダム・河川改修併用案」を総合的に評価した結果、両案における今後の費用には、ほとんど差がない

環境面・利水面では、ダム建設による自然環境へのマイナス影響はさまざまな対策を講じたとしても避けられない半面、不特定利水容量をダムに確保することによって、地元が期待する河川維持流量と慣行水利流量の確保が可能になる

など、両案ともに大きな優劣をつけ難い。

しかしながら、現行の国の予算運用システムのもとでは、「ダム・河川改修併用案」は「河川改修単独案」に比べて治水費用の早期投入が期待され、治水効果が早く発生するとともに、その効果がダムより下流の鞍居川全体に及ぶという点でメリットがある。また、事業への協力を地元求めてきた20年間の経緯に加えて、今回の台風による被害を受けてダムによる早期治水対策を求める地元からの強い要望があがっている。

こうした側面を考慮した結果、鞍居川の治水対策として「ダム・河川改修併用案」を採用し、金出地ダムの建設を継続することによって治水効果を早期に発揮させることが望ましいという意見に達した。